

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL 054-253-5580
FAX 054-253-5589
[インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
静岡県国保連合会 検索

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は
市役所（町役場）へ届出が必要となりました！

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市町が一時的に立替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 市町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

介護保険の被保険者が、交通事故等第三者の不法行為によって要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、被保険者、そのご家族の方又はケアマネジャーにお住まいの市役所（町役場）の介護保険主管課窓口へ届出をするようお伝え願います。



この件の問い合わせは、
国保連合会 保険者支援室 求償係 へお願いします。

TEL(054)253-5534

請求事務を担当される方は、御一読ください。